

2022 年 3 月 1 日

各位

三井住友信託銀行株式会社

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に係る特約の
改定ならびに当座勘定取引における同特約の制定について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、犯罪組織が不正に得た資金を複数の金融機関で転々とさせ、正当に得た資金に見せかける行為（マネー・ローンダリング（資金洗浄））や、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為（テロ資金供与）が多発しており、国際的に対応強化が求められています。

これらの防止のため、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、当社では 2019 年 5 月に特約を制定し、健全な金融システムの維持に取り組んでおります。このたび更なる取り組み強化のため、2022 年 6 月 1 日より以下の通り特約を改定ならびに制定いたします。

当社からお送りした郵便物が返送された場合、当社ホームページ「[お届出事項（住所・氏名等）に変更のあるお客さまへ](#)」に記載の通り、お客さまへご連絡をさせていただくことがございます。また、以下特約に基づきお取引の全部または一部について制限等をさせていただく場合がございます。お客さまにはお手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に係る特約の改定

改定前	改定後
2 取引の制限等 (4) 1 年以上利用のない普通預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限することがあります。 (新設)	2 取引の制限等 (4) 1 年以上利用のない普通預金口座は、 <u>入金、振込、払戻し等の各規定または約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (5) <u>当社に届出られた住所・氏名あてに当社が送付書類を発送し、これらが未着で当社宛に返送された場合、入金、振込、払戻し等の各規定または約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがありま</u>

(5) 前記(1)から(4)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの合理的な説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当社は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。 3 解約等 (2) 前条(1)から(4)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき	す。 (6) 前記(1)から(5)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの合理的な説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当社は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。 3 解約等 (2) 前条(1)から(5)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
---	---

2. 当座勘定取引における「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に係る特約の新設

2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に係る取り扱いは、この特約により取扱います。

1 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当座勘定取引について適用されます。
- (2) 当座勘定規定に関してこの特約に定めのある事項はこの特約が適用されるものとし、定めのない事項に関しては当座勘定規定により取扱います。

2 取引の制限等

(1) 当社は、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、受入・振込・支払等の当座勘定規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している個人の契約者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当社は、受入・振込・支払等の当座勘定規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する契約者の対応、具体的な取引の内

容、契約者の説明内容およびその他の事情に照らして、この契約がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当社は、受入・振込・支払等の当座勘定規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(4) 1年以上利用のない当座勘定取引は、受入・振込・支払等の当座勘定規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(5) 当社に届出られた住所・氏名あてに当社が通知または送付書類を発送し、これらが未着で当社宛に返送された場合、受入・振込・支払等の当座勘定規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(6) 前記(1)から(5)までの定めにより取引が制限された場合であっても、契約者からの合理的な説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当社は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

3 解約等

当座勘定規定に定めるほか、次の各号の1つにでも該当した場合には、当社は1(1)の対象取引を停止し、または契約者に通知することによりこの対象取引を解約することができるとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

(1) 当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって契約者について確認した事項または前条(1)もしくは(2)の定めにもとづき契約者が回答または届出した事項について、契約者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき

(2) 前条(1)から(5)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき

(3) この契約がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

4 特約の変更

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上